

名家連ニュース

平成30年11月30日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 566号

♡♥♡☀ 2018年4月にスタートした ☀♥♥♡

障害者の地域生活を支える「自立生活援助」とは？

障害者の生活を総合的に支援する法律である「障害者総合支援法」の改正に伴い、2018年4月より「自立生活援助」が創設されます。この新たなサービスの概要についてご紹介します。

自立生活援助はどんな目的で創設された？

障害者支援施設やグループホーム、病院等の医療機関で生活している障害者の中には、一人暮らしを希望している方も多くいます。しかし、障害によって理解力や生活能力が十分でない場合、地域の中で安心して一人暮らしをすることが難しいケースもあります。

そこで、本人の意思を尊重しつつ、地域で生活していくために必要な理解力や生活能力を補うためのサービスとして、「自立生活援助」が新たに創設されることになりました。

自立生活援助の対象者となるのはどんな人？



例えば、以下のようなケースが対象者として挙げられています。

- ・障害者支援施設やグループホーム等を退所、又は病院等の医療機関から退院して一人暮らしを望む方
- ・単身で暮らしている、あるいは同居する家族等に疾病・障害があるため、支援が見込めない方

上記以外にも、自立生活援助の利用によって自立した日常生活や社会生活が送れる見込みのある方は、サービスの利用が可能です。

自立生活援助の具体的な内容について知りたい！

施設や病院などの保護された環境と、一人暮らしでの環境は大きく異なります。一人暮らしでは、身の回りのことはもちろん、社会との関わりなど、やらなければならないことがたくさんあります。それらが適切に行えるように、定期的な訪問でサポートするのが自立生活援助のサービスです。

具体的には、

- ・食事、洗濯、掃除などは適切に行えているか
- ・公共料金や家賃の払い忘れはないか
- ・体調に変化はないか、通院が必要な場合、きちんと通院できているか
- ・地域の住民との関係は良好か



といった利用者の生活状況を確認し、必要に応じて助言を行ったり、医療機関などと連携を図ったりして、安心して地域での生活を送ることができるよう支援を行います。

定期訪問以外にも、利用者からの要請があれば電話やメール、訪問等を随時行い、利用者にとって必要なタイミングできめ細かい対応を行うことが可能です。サービスの利用期間は「一年間」ですが、利用期間終了後も必要性が認められる場合には更新が可能な場合があります。